

水戸藩付家老中山家と異国船来航

— 文化文政期における海防政策を事例に —

鈴木 孝明
教科領域コース

1. はじめに

徳川家康は御三家の整備・育成を目的として、各家の家老職に信頼する家臣を付けた。この家柄を付家老といい、水戸徳川家には中山家が付けられた。しかし、系譜や石高等、譜代大名家と何ら遜色がないにも関わらず、江戸幕府の制度上は御三家の一家老にすぎなかった。代を重ねるうちにその位置づけに不満を覚えるようになった付家老五家は、藩内での地位の別格化と独自性を志向し、待遇改善運動を行っていくことになる。

付家老研究は、その存在意義や独自性についての研究が主であり、歴史的事象における付家老の対応や待遇改善運動についての研究は、必ずしも充分とはいえない。文化文政期（一八〇四～一八三〇年）は、中山家による支配の独自性が表れはじめた時期であるとともに、常陸沿岸の異国船出現期でもある。文政七年（一八二四）には、中山家の知行地大津浜にイギリス船員が上陸するという大津浜事件が発生し、異国船打払令発令の要因ともなった。そこで本稿では、中山家の異国船対応や海防政策について取り上げ、待遇改善運動の影響について検討するとともに、地域史学習の視座を踏まえた授業構想について、提示することを目的とする。

2. 中山家と海防体制の構築

中山家が位置付けられていた付家老とは、幕府制度上の正式な職名ではなく、「江戸幕府日記」において「御目見次陪臣、安藤帯刀、成瀬隼人正、中山備前守」と記されているように陪臣であった。この位置づけに対し、文化期の当主信敬は不満を募らせていったと考えられる。本章では、文化期を事例として、水戸藩における中山家の位置と海防体制の実態について検討を行った。

文化期における中山家の動向について、後の水戸藩第九代藩主徳川斉昭は、信敬の代から御三家を離れ、独立の大名のようにあからさまに私門を張り出したと指摘している。文化期の水戸藩主は治保・治紀・斉修の時代であったが、信敬は養子であり、水戸藩第五代藩主宗翰（良公）の末子であった。そのため、信敬にとって文化期における水戸藩は、兄治保・甥治紀が藩主であったことから、親族関係による影響が色濃く表れる時期であったのである。

中山家の知行地は信敬の意向によって、享和三年（一八〇三）に松岡の地へと領地割替され、水戸領北部沿岸地域における海岸防備の責務を担うこととなった。文化文政期における異国船取扱いの原則は以下の通りである。

- ①異国船発見後、すぐに人員を備えて見分の者を派遣し、異国船の目的や性格を追及する。
- ②決して上陸させず、対応について幕府に伺いを出す。
- ③幕府の取扱いに応じない場合には、時宜に応じて打払う。

これを受けて信敬は、中山家中に衆心一和・武芸出精を命じるとともに、名代として家老島村孫右衛門を指名し、中山家中の軍事指揮権を委任している。このように文化期の異国船取扱いについては、享和三年の知行割替によってその責任が生じたため、中山家における海防体制構築の第一歩であったといえる。

3. 中山家と異国船対応

常陸沿岸における異国船の出現は、文政期に入ると年々頻繁になり、中山家に寄せられる異国船情報もそれに比例して増加した。本章では、文政期に出現した異国船とそれに対する中山家の動向を事例に、中山家における異国船対応とその取扱い方針について検討を行った。

(1) 文政前期の異国船取扱い

文政五年（一八二二）五月、高戸村に仮小屋遠見番所が置かれた。既存の磯原遠見番所に加えて、高戸にも遠見番所を設置したことは、異国船出没に対する危機感の表れであるといえよう。また、異国船遭遇について漁民より受けた報告を、江戸や水戸の中山家中のみならず石神陣屋にも情報を共有している事例や、沿岸各所に防備のための物資を割り渡している事例もみられる。

このように、文政前期の異国船取扱いについては、遠見番所を増設・強化するとともに異国船情報について石神陣屋との相互伝達関係を形成するなど、中山家における実質的な海岸防備体制の構築が目指された時期であった。これは、常陸沿岸で活動する漁船が異国船と頻繁に遭遇するようになったものの、幕府の異国船取扱いは依然「決して上陸させない」というものであり、既存の海岸防備体制では対応が行き届かないことを中山家が認識していたためと考えられよう。

(2) 大津浜事件への対応

文政七年五月二十八日、イギリス捕鯨船二艘が大津浜沖に姿を現わし、薪水を求めて捕鯨船員十二名が上陸する大津浜事件が発生した。中山家の役人が対応する頃には、異人がすでに上陸した後の情勢であったため見分の者を派遣することは叶わなかったものの、異国船取扱いの原則に則り、すぐに海岸防備の人数を備え、出兵対応している様子がみられる。また、幕府御用番に届けられた報告からは、①上陸した異人十二名は鉄炮四挺を携えている、②言語不通のため上陸目的が判明していない、③上陸した異人には警固のものを付けている、④異人取扱いについては容易ではないため、水戸藩との詳細な連絡関係を保っている、等の情勢が読み取れる。幕府は異人を上陸させない方針を執っていたため、上陸後の取扱いについては一切言及がなく、対応に苦勞していた中山家の様子が伺えよう。

当時の中山家当主信情も、こちらからは事を荒立てないよう命じるとともに、万一異人が乱暴不法に及んだ場合には即座に「下国」する、とした。信情は定府であるにも関わらず、異国船対応への関心が高かったことが伺われ、当主自らが指揮を執ることで、異国船対応の監督・統制を図り事態の鎮静化を考えていたと推測される。幕府から派遣された役人も、幕府の定めを背き無断上陸したことは許されないが、異人はこの定めを知らず、また病人のための上陸であったことから、今回は許容するが次回は容認できないとした。中山家も幕府も穏便な対応という点で共通しており、後に中山家の対応は、幕府老中より賞されることとなる。

幕府の異国船取扱いの法令は、表面的には強硬策と読み取れる。しかし、実際の意向は穏便策であり、大津浜事件をはじめとした信情の「穏便策」と合致していたといえる。

(3) 大津浜事件の影響と異国船打払令

大津浜事件において、中山家や幕府代官古山らが執った穏便な異国船取扱い策は、水戸藩内部において批判の声をも引き起こし、その後尊王攘夷思想を展開していく水戸藩と、付家老として穏健派を貫く中山家との間で方針に差異が見られるようになった。

文政八年（一八二五）二月には、異人上陸事件の影響を受けて異国船打払令が発令された。浦触では、打払いの目的を「異国船と紛争を起こしたわけではないが、現状が看過できなくなったため」としており、打払いによって「上陸や寄せ付けを許容しない」ことが幕府の目的であったと指摘できる。これを受けて水戸藩では、防御を主として上陸させないように命じられたものの、幕府の令とは異なると批判する声があがり、水戸藩内での藩論はまとまらない状況であった。それに対し中山家では、信情が家老岡本戸太夫に対して、①異国船打払令は、表向き厳しく申し付けているものの、その実「内々の意味合い」があること、②こちらから手荒な手出しはせず、とにかく上陸や岸への寄せ付けはさせないこと、③穏便であっても柔弱と捉えられないようにすること、等と異国船打払令をうけての心構えを申し付けている。

以上のように、大津浜事件の翌年、幕府は異国船打払令を発令することとなったが、水戸藩においては、専守防衛策が批判され攘夷論が芽生えるなど、海防政策に関する藩論がまとまらない状況にあった。そこで中山家は、水戸藩の混乱に巻き込まれないことを第一に考え、付家老の立場から柔弱と捉えられないよう求めるとともに、異国船に対しては、上陸や寄せ付けを許容しないことを中山家中に申し付けたと考えられる。

4. 異国船来航を題材とした授業構想

本章では、異国船来航を題材に本稿で取り扱った事例や史料を活用することで、地域史学習の視点を取り入れた授業について構想した。

(1) 地域史学習と学習指導要領における位置づけ

地域史学習について、高等学校の地理歴史科科目「日本史探究」では、学習指導要領において「ク 地域社会の歴史と文化について扱うようにするとともに、祖先が地域社会の向上と文化の創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること。」と定め、内容の全体にわたって配慮するものとした。この意図について解説では、「地域社会の変化に関わる考察を通じて我が国の歴史への理解を深めるものである。」としており、地域史学習の目的を、生徒の歴史的興味を喚起することとどまることなく、地域史学習を通して日本全体の歴史への理解を深めることが求められている。

異国船来航を題材とした本授業は、学習指導要領において日本史探究の「C 近世の日本と世界」の「(3)近世の国家・社会の展開と画期」に該当する内容であり、この中項目は、諸資料を活用して課題を追究したり解決したりする活動を通して、近世がどのような時代であったかを理解するとともに、歴史に関わる諸事象の解釈や歴史の画期などを根拠を示して表現することをねらいとしている。また、主な日本史探究の教科書では、「鎖国の動揺」や「外国船への対応と異国船打払い令」などと項目を立てて記しており、寛政期のラクスマン来航から文政期の異国船打払い令までを歴史的な事象として扱っている点が特徴である。

(2) 授業内容と展開

本授業では、欧米諸国のアジア進出による国際情勢の変化やそれに対する幕府や藩の対処を理解するとともに、地域史料のもつ意味や重要性を読み取り、地域の歴史を日本全体の歴史や世界の歴史と結び付けることで、その背景となった当時の社会状況について考察させることを目標とする。

授業の導入では、異国船の接近事例やそれに対する幕府や藩の対応について、年表作成を通して、事象の前後関係や展開を中心に理解させる。次に異国船来航と地域の関わりとして、本稿で取り扱った触書の意味や触書が出された背景を読み取る活動を行う。その際、史料の内容については適宜補足しつつも「いつ出されたのか」「どのような地域に対して出されたのか」など問いかけることとする。続いて異国船打払令の条文を読み取る活動を行い、「この法令が作成された背景とはどのようなものか」と問うことで背景にある大津浜事件や宝島事件について気付かせる。また、「どのような意図があったと考えるか」と問うことで、地域史と日本全体の歴史とのつながりを実感させることに寄与すると考える。最後に「国際情勢の変化により、日本に接近する国はどのように変化したのだろうか。またそれはなぜだろうか。」と問い、自分の考えをワークシートに記入させる。異国船来航という事象の意味や意義、国際情勢などについて考察させることで、本時の学習内容に対する理解の深化を促すとともに本時のまとめとする。

5. おわりに

文化文政期における中山家は、待遇改善運動の成果として水戸藩より様々な権限を委譲され、独自性をもつようになった時期であり、その影響は海岸防備体制にも表れている。知行割替後の文化期には海防体制の構築が図られ、文政期の大津浜事件における対応は、その後幕府老中から賞せられるなど、中山家におけるこれまでの海防政策の成果が結実したといえる。一方で、その後尊王攘夷思想を展開していく水戸藩と、付家老の立場から幕府の目的である穏便策を継続させる中山家との間で、海防政策の方針に差異が見られるようになった。ここに、「水戸藩と一線を画す意図」が指摘でき、幕命を第一に置く待遇改善運動の影響が表れているのである。

また本稿では、高等学校地理歴史科「日本史探究」における地域史学習の位置づけを示すとともに、歴史研究の成果を踏まえながら、異国船来航を題材に授業構想を行った。異国船来航と海防政策という歴史事象は、特定の地域で完結しえず、様々な地域での事象が相互相関的に展開していくため、地域史学習と関連付けたことに意義があると考えられる。地域史学習を通して日本史と地域史を往還的・連関的に学習することで、地域から日本や世界を捉える視点を育み、地域の歴史過程を踏まえて歴史全体を見通すことの出来る地域観や歴史観の形成に資することができよう。

主要参考文献

- ・茨城県史編集委員会編『茨城県史 近世編』（茨城県、一九八四年）。
- ・茨城県史編さん近世史第一部会編『茨城県史料 近世政治編Ⅰ』（茨城県、一九七〇年）。
- ・高萩市史編纂専門委員会『高萩市史 上』（高萩市、一九六九年）。
- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成三〇年告示）解説 地理歴史編』（東洋館出版、二〇一九年）。
- ・小山譽城『徳川御三家付家老の研究』（清文堂出版、二〇〇六年）。